



埼玉県報

第350号
令和4年(2022年)
9月30日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通総務課）
- 埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（交通総務課）

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全

課)

- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等の一部を改正する告示（建築安全課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 録音・録画装置（設置型）に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道ふじみ野朝霞線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道熊谷小川秩父線の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道299号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 県道坂本寄居線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

雑報

- 地方独立行政法人埼玉県立病院機構公告（保健医療政策課）

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(1)の項中「交通規制」の次に「（最高速度の交通規制が、令第11条及び令第27条第1項に定める最高速度を超える場合を除く。）」を加え、同項ア中「定める」の次に「お召自動車に係る」を加え、同項イ中「警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）」を「警護要則（令和4年国家公安委員会規則第15号）」に、「自動車警護列」を「警護対象者に係る自動車列」に改め、同表(5)の項ア中「車両」の次に「（最高速度の交通規制が、令第12条第3項及び令第27条第2項に定める速度以下の区間を通行する場合に限る。）」を加える。

第13条中「別記様式第14」を「別記様式第13の2」に改める。

第14条を次のように改める。

（是正措置命令）

第14条 法第74条の3第8項の規定により自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置をとるべきことを命ずるときは、別記様式第14の命令書を交付して行うものとする。

別記様式第8の3中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

別記様式第14を別記様式第13の2とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 号
年 月 日

是 正 措 置 命 令 書

(自動車の使用者)

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めたので、道路交通法第 74 条の 3 第 8 項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

理 由	
是 正 の た め に 必 要 な 措 置	

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則第13条の規定により交付されている別記様式第14の命令書は、この規則による改正後の埼玉県道路交通法施行細則第13条の規定により交付された別記様式第13の2の命令書とみなす。

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第11号

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

埼玉県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年埼玉県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条の表第13条の項読み替えられる字句の欄中「別記様式第14」を「別記様式第13の2」に改め、同表に次のように加える。

第14条	法第74条の3第8項の規定	読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定
	自動車の使用者	自動車運転代行業者
	別記様式第14の命令書	是正措置命令書（別記様式第8号の2）

別記様式第8号の次に次の1様式を加える。

第 号
年 月 日

是 正 措 置 命 令 書

(自動車運転代行業者)

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

下記の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めため、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

理 由	
是 正 の た め に 必 要 な 措 置	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

告示

埼玉県告示第千十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条第一項及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 試験種目

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史、公民及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

四 募集期間

令和四年十月三日（月）から同月十四日（金）まで

五 採用予定時期

令和五年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日

イ 筆記試験及び適正検査（Web試験方式）

令和四年十月二十一日（金）及び同月二十二日（土）のうち任意の日

ロ 口述試験及び身体検査

七 試験場の位置及び名称（口述試験及び身体検査）
埼玉県熊谷市拾六間八三九

航空自衛隊熊谷基地

八 応募者の受付

インターネットによる場合

自衛官募集ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)
において受け付ける。

ロ 郵送又は持参による場合

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所において受け付ける。

九 自衛隊埼玉地方協力本部及び各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階
自衛隊埼玉地方協力本部

(電話〇四八―八三一―六〇四三)

(ウェブページ <https://www.mod.go.jp/pco/saitama/>)

(電子メール hql-saitama@pco.mod.go.jp)

ロ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ハ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ニ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ホ 埼玉県熊谷市筑波二丁目九十八番地駅前パールビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ヘ 埼玉県秩父市大野原四百九十一番地一関東森林管理局埼玉森林管理事務所内
自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第千十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県幸手市大字上吉羽字堤外千八百七十番十五の一部、千八百七十番十六の一部、千八百七十番二十二の一部、千八百七十番二十四の一部、千八百七十三番三十八の一部、二千六十八番の一部、二千六十九番の一部、二千七十番の一部及び二千七十一番の一部）

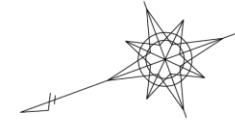
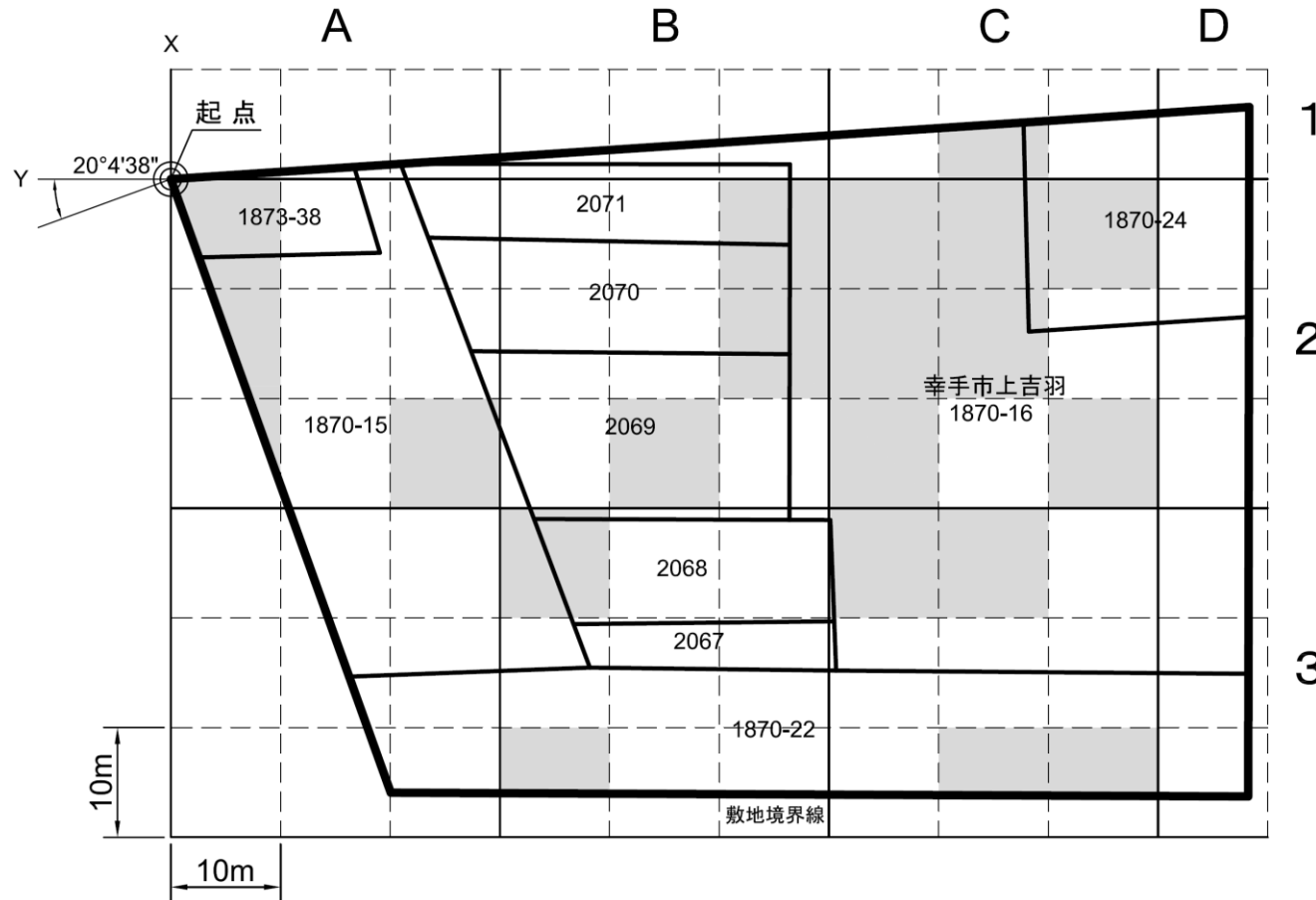
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



- 1

起点
起点は、幸手市大字上吉羽字堤外1873-38の最北端とする。

- 2

格子の回転角 20度4分38秒
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- 3

■	形質変更時要届出区域
—	敷地境界
---	地番境界

告示

埼玉県告示第千十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
南桜井ばば眼科	栄会 医療法人社団彩春日部市大倉四九六一一四	ヤオコー南桜井店二F	令和四年八月一日
久喜東クリニック	雲会 医療法人社団彩久喜市青毛四一三一二	き翔裕館一階	令和四年八月一日
八潮駅前ひぐちクリニック	宏会 医療法人社団陽八潮市大瀬六一一六B i V	i 八潮一階C	令和四年八月一日
恵愛こどもクリニック	医療法人恵愛会 富士見市針ヶ谷五三〇一一		令和四年八月一日
大林医院	大林 隆晴	見玉郡上里町七本木三三二二	令和四年六月一日
北本さくらクリニック	岡野 孝雄	北本市東間五一六四	令和四年八月一日

原田薬局	のもと薬局	れんげ薬局 熊谷店	てんじん薬局	所沢クローバー薬局	薬局マツモトキョシ 北朝霞駅西口店	関口歯科医院	みやざき矯正歯科	山中歯科医院	歯科みらいクリニック 上藤沢	たで健診・内視鏡 クリニック
株式会社イノン	H2STATI ON株式会社	MACホールディングス株式会社	株式会社メディック	株式会社エスシーグループ	株式会社マツモトキョシ	関口 銀子	宮崎 顕道	山中 亜梨沙	吉川 智也	医療法人旗桜会
熊谷市弥生一―六三―六弥生 廣瀬ビル一F	東松山市下野本一五〇〇―二	熊谷市星川二―四五	熊谷市今井六七―五	所沢市東住吉二―三	朝霞市西原一―二―二	秩父郡皆野町皆野二三六八―一	深谷市上野台五三一―五	東松山市元宿二―一〇―四	入間市上藤沢六四七―三	志木市本町五―二五―八ドウ ーセットビル四階
令和四年八月一日	令和四年八月一日	令和四年八月一日	令和四年三月一日	令和四年八月一日	令和四年九月一日	平成二十八年七月二十一日	令和四年八月二十日	令和二年十月三日	令和四年八月十七日	令和四年九月一日

オーケー新座北野 店薬局	ドラッグセイムス 日高原宿薬局	セキ薬局 武蔵高 萩店	プラス1調剤	大信薬局 東松山 店	あるま薬局	プラチナ訪問看護 ステーション春日 部	訪問看護ステーション ルピナス草 加	訪問看護ステーション あやめ行田 里山	訪問看護ステーション あやめ北本	訪問看護ステーション 伊奈 結び
オーケー株式会社	株式会社富士薬 品	株式会社セキ薬 品	今井 千津子	株式会社グッド フェローズ	株式会社ALM A	株式会社レイク ス21	株式会社メデイ ンション	株式会社ファ ストナース	株式会社ファ ストナース	株式会社ORI GIN
新座市北野三―四―五	日高市原宿二一〇―六	日高市高萩二二八六―一	秩父市大野原四二九―三	東松山市東平一八八八―一	東松山市箭弓町一―一―七 一F―四―D	春日部市栄町三―一―〇七	草加市八幡町一〇三五―一 グランドハイム秋元三〇六	行田市壱里山町一―一―ボナ ールII Room・0	北本市本町四―二二―一B号 室	北足立郡伊奈町寿一―二〇〇 コーポオオツカA棟一〇一
令和四年八月 三十日	令和四年八月 一日	令和四年九月 一日	令和三年十一 月一日	令和四年八月 一日	令和四年九月 一日	令和四年四月 一日	令和四年八月 一日	令和四年八月 一日	令和四年八月 一日	令和四年八月 一日

二 指定施術機関

氏名	中村 友洋	多勢 裕子	蔭山 拓真
住所			
名称	友整骨院	多勢治療院	訪問マッサージ GENKISU N東十条
	所在地	草加市金明町八二六―三	熊谷市玉井四―一四―五
所在地	東京都北区東十条二―三― 七ハイツデライト二〇六	令和四年八月 三十一日	令和四年八月 一日
指定年月日	令和四年七月 二十八日		

告示

埼玉県告示第千十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団東光会 在宅専門診療所 戸田中央トータルケアクリニク	名称	医療法人社団東光会 戸田中央リハクリニク	医療法人社団東光会 在宅専門診療所 戸田中央トータルケアクリニク
富士見在宅クリニック	名称	ふじみ野在宅クリニック	富士見在宅クリニック
クオール薬局長瀬店	名称	あおぞら薬局長瀬店	クオール薬局長瀬店
くまがやコミュニケーション薬局	所在地	熊谷市熊谷都市計画事業上之土地区画整理事業一二街区一九―二、―三画地	熊谷市中西四―五―一
クオール薬局高坂店	名称	ユニコ薬局高坂店	クオール薬局高坂店

名称	変更事項			変更前	変更後
名称	開設者名称	開設者住所	開設者名称	名称	名称
そごう薬局 坂戸駅前店	開設者名称	開設者住所	開設者名称	薬の坂重薬局	そうごう薬局 坂戸駅前店
リハビリコンパス 訪問看護ステーション	開設者名称	開設者住所	開設者名称	合同会社リハビリコンパス	株式会社リハビリコンパス
訪問看護ゆいち ご	開設者名称	開設者住所	開設者名称	合同会社LAGOM	株式会社LAGOM

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
氏名	施術所	名称	所在地	所在地
田端 宏貴	施術所	名称	所在地	所在地
田端 彩子	施術所	名称	所在地	所在地
深井 和也	施術所	名称	所在地	所在地

中藤 小百合								氏名
施術所		施術所		施術所		施術所		変更事項
所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	さいたま市緑区三室 六七四―一六	株式会社あい介護サ ービス まごころ治 療院	変更前
〇五 一―九―一七―二 東京都板橋区徳丸	練馬ステーション KEiROW 東武	二 一六―一二―二〇 入間市東藤沢四―	KEiROW 入間 ステーション	一 三四三―一―二〇 さいたま市緑区中尾	ン たま緑区ステーション KEiROW さい	―六―一―一〇三 川越市霞ヶ関北二	KEiROW 川越 ステーション	変更後

村井 秀和		土田 実		氏 名
施術所		施術所		変更事項
所在地	名称	所在地	名称	
一〇二号 三二桶川駅前プラザ 桶川市東一―三― 一八―一―〇三号 桶川市南一―四―	げんき治療院 げんき治療院リラッ クスプラス	一七 川越市通町二〇―	プレス訪問マッサー ジ川越	変更前
一〇二号 三二桶川駅前プラザ 桶川市東一―三―	げんき治療院リラッ クスプラス	〇五 ―三―三久喜ビル三 東京都北区中里二	院 駒込 M a s s A g e 治療	変更後

告 示

埼玉県告示第千十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	廃止年月日
久喜東クリニック	久喜市青毛四―三―一二くき翔裕館一階	令和四年七月三十一日
八潮駅前ひぐちクリニック	八潮市大瀬六―一―六Bivi八潮一階C	令和四年七月三十一日
大林医院	児玉郡上里町七本木三三二	令和四年六月一日
泉整形外科内科	桶川市泉一―八―一七	令和四年八月十五日
入間キリン歯科クリニック	入間市上藤沢六四七―三	令和四年三月三十一日
山中歯科医院	東松山市元宿二―一〇―四	令和二年十月二日
山中歯科医院	東松山市元宿二―一〇―四	令和四年六月三十日

店 セイジョー薬局 桶川	大信薬局 大野原店	のもと薬局	原田薬局	店 アイン薬局 つくば	さくら薬局 熊谷箱田店	所沢クローバ薬局	クローバー薬局	関口歯科医院
桶川市若宮一―四	秩父市大野原四二九―三	東松山市下野本一五〇―二	熊谷市弥生一―六三―六弥生廣瀬ビル 一F	熊谷市星川二―四五	熊谷市箱田一―四―八	所沢市東住吉九―三	戸田市上戸田二―三三―一	秩父郡皆野町皆野二三六八―一
日 令和四年六月三十	一日 令和三年十月三十	一日 令和四年七月三十	一日 令和四年七月三十	一日 令和四年七月三十	日 令和四年八月二十	一日 令和四年七月三十	日 令和四年七月三十	二十日 平成二十八年七月

告示

埼玉県告示第千十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日	
ひまわり診療所		新座市馬場一 二 三三 一階		鮫島 剛		訪問看護 訪問リハビリ テーション		平成三十年一月 一日	
介護予防居宅 療養管理指導		介護予防訪問 リハビリテー ション		介護予防訪問 看護					

<p>グループホーム ムラン 倶楽部</p>	<p>中央薬局 赤前店 日</p>		<p>ふじみ薬局</p>		<p>医療法人社団 翠耀会 木齒科医院 手代</p>		<p>医療法人社団 愛友会 蓮田 一心会病院</p>	
<p>児玉郡神川町 熊野堂 八</p>	<p>深谷市上柴町 西一 一九</p>		<p>行田市富士見 町二 三</p>		<p>桶川市若宮一 一七 駅前メデイカ ルビル三F</p>		<p>蓮田市本町三 一七</p>	
<p>悠馬エンター プライズ有限 会社</p>	<p>有限会社メデ ファ</p>		<p>有限会社行田 調剤センター</p>		<p>医療法人社団 翠耀会</p>		<p>医療法人社団 愛友会</p>	
<p>介護予防認知 症対応型共同 生活介護</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>	<p>介護予防居宅 療養管理指導</p>	<p>居宅療養管理 指導</p>
<p>令和四年六月二 十四日</p>	<p>令和四年八月二 十五日</p>		<p>令和四年六月一 日</p>		<p>令和四年六月一 日</p>		<p>令和四年八月一 日</p>	

告示

埼玉県告示第千十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
医療法人社団みずの会 介護支援サービス すすらん	事業所所在地	所沢市中新井二―八七―二	所沢市中新井四―二七―一五	居宅介護支援
株式会社星医療酸器 埼玉営業所	事業所所在地	北本市荒井四―一五―一	桶川市赤堀二―一三―	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与
シノテクス株式会社	事業所所在地	坂戸市千代田二―一四―五	坂戸市千代田一―一―二九 第五武井ビル二〇二	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

ミアヘルサ 定期巡回サービス 和光	新倉高齢者福祉センター	ミアヘルサ ケアプラン 和光	ミアヘルサ デイサービス 和光	ミアヘルサ ホームヘルプ 和光	ミアヘルサ 訪問看護ステーション 和光	和光市北第二地域包括支援センター	和光市北地域包括支援センター	ニチイケアセンター 志木中宗岡
事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地	事業者所在地
○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	○河東京都新宿区 田町三一	二区東京都千代田 九区神田駿河台
市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	市東京都新宿区 谷仲之町三一	四区東京都千代田 六区神田駿河台
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅介護支援	通所介護	訪問介護	訪問看護 介護予防訪問看護	介護予防支援	介護予防支援	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

告示

埼玉県告示第千二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
アイン薬局 つくば店	熊谷市星川二一四五	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和四年七月三十一日
行田市薬剤師会会 営ふじみ薬局	行田市富士見町 二一六一三一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年十二月三十一日

告示

埼玉県告示第千二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	飯塚 精一	埼玉県羽生市北二丁目二番四号
同	堀口 喜司	同 大字上岩瀬二千六百七十五番地一
同	今井 義郎	同 同 上川俣千四百四十二番地
同	中村 米二	同 同 上川崎百三番地
同	間 篠良行	同 同 中手子林千三百二十一番地
同	五月女 行一	同 同 今泉千百五十二番地
同	奥 澤武	同 同 三田ヶ谷五百二十四番地
同	樹 森信雄	同 同 上村君百七番地
同	森 博司	同 加須市戸川六十番地一
同	吉 澤弘視	同 同 岡古井千三百七十八番地
同	江 森正	同 同 北篠崎三百四十八番地
同	遠 藤雅彦	同 同 阿佐間千三十五番地
同	羽 鳥隆哲	同 同 砂原八十一番地
同	染 谷博	同 同 北平野二百二十三番地一
同	石和田 好男	同 同 旗井七百七十九番地
同	橋 本武雄	同 同 久喜市高柳九百九十七番地
同	平 井裕治	同 同 栗橋東六丁目八番十七号
同	平 井悟	同 同 河原代八百五十九番地一
監事	小 林茂	同 同 羽生市大字羽生八百五十六番地
同	大 川宏	同 同 加須市上樋遣川四千三百八十五番地
同	籠 宮博	同 同 久喜市新井四百二番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	飯塚 精一	埼玉県羽生市北二丁目二番四号
同	堀口 喜司	同 大字上岩瀬二千六百七十五番地一

告 示

埼玉県告示第千二十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下大増新田字東耕地百八十八番一外十二筆、水路の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千三百二十四・九七立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇十六―二五―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県三郷市彦成二丁目三百四十二番、三百四十三番、三百四十五番、三百四十六番、三百四十七番、三百四十八番、三百四十九番、三百五十番一、三百五十二番、三百五十三番、三百五十四番、三百五十五番、四百八十八番の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千八百八十・五三立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県宮代町大字和戸字横町、沖野山、沖後、備中岐、宮代町大字国納字横町、八河内の各一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八万二千八百五十一立方メートル

告 示

埼玉県告示第千二十五号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 一号	一般財団 法人さい たま住宅 検査セン ター	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	構造判定部東 京事務所 東	本部構造判定 部 埼玉県さ	令和四年九 月二十日

告 示

埼玉県告示第千二十七号

令和二年埼玉県告示第二百九十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等）の一部を次のように改正し、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「ものは、」の下に「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）附則第二項及び第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の」を加える。

告 示

埼玉県告示第千二十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市北区盆栽町二百十番地一

有限会社萬正

二 指定年月日

令和四年九月二十七日

告 示

埼玉県告示第千二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
録音・録画装置（設置型） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
ソニックガード株式会社 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2丁目8番25号
- 5 落札金額
69,311,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年6月21日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 ふじみ野朝霞線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧新別
富士見市大字水子字東台四五 一〇番三地先から同市大字水子 字薬師下四一七五番二地先まで	岡ノ坂三〇八七番六地先まで	富士見市東みずほ台一丁目一 番一四地先から同市大字水子字	区 間
一六・〇〇〇 三四・二三三	六・八一〇 一九・八九	敷地の幅員 (メートル)	
七三四・五八	一、二〇九・五八	延長 (メートル)	
ふじみ野朝霞線新設工事による			備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

<p>熊谷小川秩父線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡横瀬町大字横瀬字拾参番六〇 一 二番一地从先から同郡同町大字横瀬 字拾参番六〇六七番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年九月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十九年六月三十日付け埼玉県秩父 県土整備事務所長告示 第十五号で告示した 道路予定区域の一部 供用開始である。 延長一四五・〇〇メ ートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸 二

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父市寺尾字坊地一九八〇番一地先 から同市寺尾字坊地一九九番八地 先まで
供用開始の期日	令和四年九月三十日
備考	平成二十五年六月十八日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一三三・三〇メートル

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類 県道

二 路線名 坂本寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p style="text-align: center;">大里郡寄居町大字鉢形字木持二五二番一地从先から 同町大字鉢形字木持二四七〇番二地先まで</p>		<p style="text-align: center;">区 間</p>
<p style="text-align: center;">九・八一〇一一・五一</p>	<p style="text-align: center;">七・五二〇・二七</p>	<p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p>
<p style="text-align: center;">二〇七・九〇</p>		<p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p>
		<p style="text-align: center;">備 考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>羽生外野栗橋線</p>	<p>路線名</p>
<p>久喜市栗橋北二丁目三四三二番六地先から同市栗橋北二丁目三四三四番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年九月三十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年九月二十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 二〇・九八メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年九月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年九月十三日

指令川建セ第〇三〇一九一号

二 検査済証番号

令和四年九月二十七日

川建セ第〇四〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字板谷百三十五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市脚折町四丁目二十番三―四〇一号 ウインベルコーラス坂戸

戸口 正洋

告 示

埼玉県選管告示第六十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在
者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和四年九月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人新和会 地域密着型介護老人福祉施設いろは	埼玉県草加市両新田西町百五十 一番地二
老人ホーム	社会福祉法人俊仁会 特別養護老人ホームよりい	埼玉県大里郡寄居町用土百三十 三番地一

雑報

地方独立行政法人埼玉県立病院機構公告

地方独立行政法人法（平成十五年七月十六日法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、令和三事業年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構の財務諸表を次のとおり公告する。

令和四年九月三十日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構理事長 岩 中 督

財 務 諸 表

令和3年度

(第1期事業年度)



自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

目 次

貸 借 対 照 表	1
損 益 計 算 書	3
キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書	4
利 益 の 処 分 に 関 す る 書 類	5
行 政 サ ー ビ ス 実 施 コ ス ト 計 算 書	6
注 記 事 項	7
附 属 明 細 書	
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細	12
(2) たな卸資産の明細	13
(3) 長期借入金の明細	14
(4) 移行前地方債償還債務の明細	15
(5) 引当金の明細	17
(6) 資産除去債務の明細	18
(7) 資本金の明細	19
(8) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細	20
(9) 地方公共団体等からの財源措置の明細	21
(10) 役員及び職員の給与の明細	23
(11) 開示すべきセグメント情報	24
(12) 医業費用及び一般管理費の明細	25

貸借対照表

(令和4年3月31日)

【地方独立行政法人埼玉県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		18,114,227,442
建物	59,538,505,659	
建物減価償却累計額	△ 2,942,435,060	56,596,070,599
構築物	2,771,565,502	
構築物減価償却累計額	△ 339,747,470	2,431,818,032
器械備品	7,768,569,121	
器械備品減価償却累計額	△ 2,235,083,310	5,533,485,811
車両	2,730,000	
車両運搬具減価償却累計額	△ 705,441	2,024,559
その他有形固定資産		11,490,000
建設仮勘定		34,177,236
有形固定資産合計		<u>82,723,293,679</u>
2 無形固定資産		
電話加入権		189,000
ソフトウェア		1,912,217,420
ソフトウェア仮勘定		44,500,000
無形固定資産合計		<u>1,956,906,420</u>
3 投資その他の資産		
長期前払消費税等		2,741,210,450
破産更生債権等	8,986,019	
貸倒引当金	△ 8,986,019	0
投資その他の資産合計		<u>2,741,210,450</u>
固定資産合計		<u>87,421,410,549</u>
II 流動資産		
現金及び預金		13,222,385,519
未収金	12,694,515,175	
貸倒引当金	△ 36,240,602	12,658,274,573
たな卸資産		734,812,228
前払費用		13,870,533
その他流動資産		10,169,000
流動資産合計		<u>26,639,511,853</u>
資産合計		<u>114,060,922,402</u>

貸 借 対 照 表
(令和4年3月31日)

【地方独立行政法人埼玉県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 固定負債		
資産見返負債		
資産見返補助金等	108,556,461	
資産見返寄附金	3,691,757	
資産見返物品受贈額	4,109,466,797	
建設仮勘定見返補助金等	1,889,689	4,223,604,704
長期借入金		2,661,500,000
移行前地方債償還債務		54,898,247,824
引当金		
退職給付引当金	8,554,087,502	
役員退職給付引当金	1,563,840	8,555,651,342
資産除去債務		168,351,875
リース債務		321,131,953
固定負債合計		70,828,487,698
II 流動負債		
寄附金債務		2,490,000
一年以内返済予定移行前地方債償還債務		16,154,454,190
一年以内返済予定長期借入金		338,500,000
未払金		4,820,421,409
一年以内支払予定リース債務		142,625,616
未払消費税等		73,403,700
預り金		254,632,145
引当金		
賞与引当金	1,608,307,175	1,608,307,175
流動負債合計		23,394,834,235
負債合計		94,223,321,933
純資産の部		
I 資本金		
設立団体出資金		17,789,630,288
資本金合計		17,789,630,288
II 資本剰余金		
資本剰余金		167,100,000
資本剰余金合計		167,100,000
III 利益剰余金		
当期末処分利益		1,880,870,181
(うち当期総利益)		(1,880,870,181)
利益剰余金合計		1,880,870,181
純資産合計		19,837,600,469
負債純資産合計		114,060,922,402

損 益 計 算 書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【地方独立行政法人埼玉県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額	
営業収益		
医業収益		
入院収益	28,299,944,566	
外来収益	13,120,320,073	
その他医業収益	1,167,082,956	
保険等査定減	△ 71,961,828	42,515,385,767
運営費負担金収益		14,997,835,000
補助金等収益		5,821,378,608
資産見返補助金等戻入		7,572,539
資産見返寄附金戻入		263,679
資産見返物品受贈額戻入		627,470,878
営業収益合計		63,969,906,471
営業費用		
医業費用		
給与費	26,946,171,853	
材料費	15,754,623,045	
経費	9,124,959,668	
減価償却費	6,205,248,443	
研究研修費	322,545,624	58,353,548,633
一般管理費		
給与費	268,318,701	
経費	421,207,440	
減価償却費	90,920,548	
研究研修費	1,434,197	781,880,886
営業費用合計		59,135,429,519
営業利益		4,834,476,952
営業外収益		
運営費負担金収益		256,354,000
財務収益		104,600
その他営業外収益		305,329,427
営業外収益合計		561,788,027
営業外費用		
財務費用		480,613,240
雑支出		1,090,255
控除対象外消費税		3,029,478,353
営業外費用合計		3,511,181,848
経常利益		1,885,083,131
臨時損失		
固定資産除却損		4,212,950
当期純利益		1,880,870,181
当期総利益		1,880,870,181

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【地方独立行政法人埼玉県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	▲ 17,253,406,326
人件費支出	▲ 27,339,370,672
その他の業務支出	▲ 10,129,457,475
医業収入	41,940,025,437
運営費負担金収入	12,435,837,000
補助金等収入	2,170,744,414
寄附金収入	2,390,000
その他の業務収入	361,572,865
小計	2,188,335,243
利息受取額	104,600
利息支払額	▲ 480,613,240
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,707,826,603
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 1,052,082,551
無形固定資産の取得による支出	▲ 273,641,500
運営費負担金収入	2,985,452,000
補助金等収入	109,177,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,768,904,949
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	3,000,000,000
移行前地方債償還債務の償還による支出	▲ 7,263,330,459
リース債務の返済による支出	▲ 152,045,912
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 4,415,376,371
IV 資金増加額	▲ 938,644,819
V 資金期首残高	14,161,030,338
VI 資金期末残高	13,222,385,519

利益の処分に関する書類

【地方独立行政法人埼玉県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	1,880,870,181
当期総利益	1,880,870,181
II 利益処分量	
病院施設の整備、医療機器の購入、 高度医療を担う人材育成等に充てる 目的積立金	1,880,870,181
	<hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>

行政サービス実施コスト計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

【地方独立行政法人埼玉県立病院機構】

(単位：円)

科 目	金 額	
I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
医業費用	58,353,548,633	
一般管理費	781,880,886	
営業外費用	3,511,181,848	
臨時損失	4,212,950	62,650,824,317
(2) (控除) 自己収入等		
医業収益	△ 42,515,385,767	
寄附金収益	△ 263,679	
営業外収益	△ 297,056,214	△ 42,812,705,660
業務費用合計		19,838,118,657
(うち減価償却充当補助金相当額)		(635,043,417)
		49,595,842
II 引当外退職給付増加見積額		
III 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	37,709,134	37,709,134
IV 行政サービス実施コスト		19,925,423,633

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費負担金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

ただし、移行前地方債利息等償還金については費用進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～40年
構築物 3年～45年
器械備品 2年～16年
車両 6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3 退職給付引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

地方独立行政法人会計基準注解注33の定めによる移行前退職給付分割計上額は、中期計画の記載に従い、移行時より5年による定額法により費用処理しております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第87により引当対象外とされた出向職員に関して、会計基準第36に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4 役員退職給付引当金の計上基準

役員の退職手当の支出に備えるため、役員報酬等規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6 賞与引当金の計上基準

役職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

7 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 医薬品 最終仕入原価法に基づく低価法
- (2) 診療材料 最終仕入原価法に基づく低価法
- (3) 貯蔵品 最終仕入原価法に基づく低価法

8 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

- (1) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和4年3月末における利回りを参考に0.210%で計算しております。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は長期前払消費税等に計上し、10年間で均等償却しております。

II 損益計算書関係

国又は地方公共団体からの受託による収益

その他医業収益

167,088,911円

III キャッシュ・フロー計算書関係

- 1 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定

13,222,385,519円

資金期末残高

13,222,385,519円

- 2 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得

107,063,000円

IV 固定資産の減損関係

- 1 固定資産のグルーピング方法

継続的に収支の把握を行っている各病院単位を1つの資産グループとしたうえで、重要な遊休資産については別途独立した資産グループとして扱っております。

- 2 共用資産の概要及び減損の兆候の把握等における取扱い方法

本部資産については独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、共用資産としてグルーピングしております。また、当該資産に係る減損の兆候の把握等については、法人全体を基礎として判定しております。

V 退職給付関係

1 採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	10,790,572,490円
勤務費用	867,182,069円
利息費用	8,632,461円
数理計算上の差異の当期発生額	148,474,909円
退職給付の支払額	△ 638,374,905円
期末における退職給付債務	<u>11,176,487,024円</u>

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の未積立退職給付債務	11,176,487,024円
未認識数理計算上の差異	△ 148,474,909円
小計	<u>11,028,012,115円</u>
未認識移行前退職給付分割計上額	△ 2,473,924,613円
退職給付引当金	<u>8,554,087,502円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

勤務費用	867,182,069円
利息費用	8,632,461円
移行前退職給付分割計上額の当期の費用処理額	618,481,153円
合計	<u>1,494,295,683円</u>

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.08%

VI オペレーティング・リース取引関係

該当ありません。

Ⅶ 重要な債務負担行為

当事業年度末までに契約を締結し、翌事業年度以降に支払が発生する重要なものは、以下のとおりです。

(単位：円)

契約内容	病院名	契約金額	翌事業年度以降の支払金額
医事関連業務	循環器・呼吸器病センター	682,970,620	119,374,595
建物管理業務	循環器・呼吸器病センター	451,000,000	123,967,800
医事関連業務	がんセンター	1,236,034,800	213,200,900
建物管理業務	がんセンター	752,400,000	209,000,000
医事関連業務	小児医療センター	1,058,059,200	188,521,168
保育業務（病棟保育及び一時保育施設運営）	小児医療センター	319,042,727	293,237,725

Ⅷ 金融商品に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、短期的な預金等に限定し、設立団体からの借入により資金を調達しております。

未収債権等に係る回収リスクは、会計管理規程、会計実施規程等に沿ってリスク低減を図っております。

借入金等の使途は、事業投資資金（長期）であり、設立団体の長により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,222	13,222	-
(2) 未収金	12,658	12,658	-
(3) 長期借入金	(3,000)	(3,000)	(0)
(4) 移行前地方債償還債務	(71,053)	(72,488)	(1,435)

(注1) 負債に計上されているものは () で示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 医業未収金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) 移行前地方債償還債務

これらは、一年以内支払予定額を含んでおり、時価は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

IX 資産除去債務関係

1 資産除去債務の概要

当法人が保有する建物の解体時におけるアスベスト除去費用について、資産除去債務を計上しております。

2 資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間を取得から3年～23年と見積っております。割引率は当該期間を勘案し、使用見込期間に見合う国債の利回りを参考に算定しており、-0.126%から0.563%を使用しております。

3 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

(単位：円)

期首残高	167,920,894
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
時の経過による調整額	430,981
資産除去債務の履行による減少額	0
期末残高	168,351,875

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘 要	
					当期償却額	当期損益内	当期損益外				
有形固定資産 (償却費損益内)	建物	59,096,390,721	444,522,708	2,407,770	59,538,505,659	2,942,435,060	2,942,515,670	0	0	56,596,070,599	
	構築物	2,771,565,502	0	0	2,771,565,502	339,747,470	339,747,470	0	0	2,431,818,032	
	器械備品	6,436,501,323	1,353,086,862	21,019,064	7,768,569,121	2,235,083,310	2,254,950,984	0	0	5,533,485,811	
	車両	540,000	2,190,000	0	2,730,000	705,441	705,441	0	0	2,024,559	
	計	68,304,997,546	1,799,799,570	23,426,834	70,081,370,282	5,517,971,281	5,537,919,565	0	0	64,563,399,001	
有形固定資産 (償却費損益外)	建物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	構築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	器械備品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非償却資産	土地	18,114,227,442	0	0	18,114,227,442	0	0	0	0	18,114,227,442	
	その他有形固定資産	11,490,000	0	0	11,490,000	0	0	0	0	11,490,000	
	建設仮勘定	22,371,265	284,232,486	272,426,515	34,177,236	0	0	0	0	34,177,236	
	計	18,148,088,707	284,232,486	272,426,515	18,159,894,678	0	0	0	0	18,159,894,678	
有形固定資産合計	土地	18,114,227,442	0	0	18,114,227,442	0	0	0	0	18,114,227,442	
	建物	59,096,390,721	444,522,708	2,407,770	59,538,505,659	2,942,435,060	2,942,515,670	0	0	56,596,070,599	
	構築物	2,771,565,502	0	0	2,771,565,502	339,747,470	339,747,470	0	0	2,431,818,032	
	器械備品	6,436,501,323	1,353,086,862	21,019,064	7,768,569,121	2,235,083,310	2,254,950,984	0	0	5,533,485,811	
	車両	540,000	2,190,000	0	2,730,000	705,441	705,441	0	0	2,024,559	
	その他有形固定資産	11,490,000	0	0	11,490,000	0	0	0	0	11,490,000	
	建設仮勘定	22,371,265	284,232,486	272,426,515	34,177,236	0	0	0	0	34,177,236	
	計	86,453,086,253	2,084,032,056	295,853,349	88,241,264,960	5,517,971,281	5,537,919,565	0	0	82,723,293,679	
無形固定資産	電話加入権	178,500	10,500	0	189,000	0	0	0	0	189,000	
	ソフトウェア	2,661,144,846	9,322,000	0	2,670,466,846	758,249,426	758,249,426	0	0	1,912,217,420	
	ソフトウェア仮勘定	8,500,000	36,000,000	0	44,500,000	0	0	0	0	44,500,000	
	計	2,669,823,346	45,332,500	0	2,715,155,846	758,249,426	758,249,426	0	0	1,956,906,420	
投資その他の資産	長期前払消費税等	3,198,725,841	171,489,669	629,005,060	2,741,210,450	0	0	0	0	2,741,210,450	
	破産更生債権等	0	8,986,019	0	8,986,019	0	0	0	0	8,986,019	
	貸倒引当金	0	△ 8,986,019	0	△ 8,986,019	0	0	0	0	△ 8,986,019	
	計	3,198,725,841	171,489,669	629,005,060	2,741,210,450	0	0	0	0	2,741,210,450	

(2) たな卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・製 造・振替	その他	払出・振替	その他		
医薬品	546,834,630	9,737,134,012	—	9,704,404,001	—	579,564,641	
診療材料	146,063,141	4,709,345,053	—	4,729,590,961	—	125,817,233	
貯蔵品	33,247,515	537,684,490	—	541,501,651	—	29,430,354	
計	726,145,286	14,948,435,567	—	14,939,768,625	—	734,812,228	

(3) 長期借入金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	平均利率 (%)	返済期限	摘 要
令和3年度建設改良資金 貸付金(施設整備事業)	0	238,000,000	0	238,000,000	0.095%	令和14年3月25日	
令和3年度建設改良資金 貸付金(医療機器等整備 事業)	0	1,336,000,000	0	1,336,000,000	0.074%	令和9年3月25日	
令和3年度建設改良資金 貸付金(借換)	0	1,426,000,000	0	1,426,000,000	0.160%	令和14年3月25日	
計	0	3,000,000,000	0	3,000,000,000			

(4) 移行前地方債償還債務の明細

(単位：円)

銘 柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率 (%)	償還期限	摘 要
財政融資資金(第03030号)	28,914,089		14,142,487	14,771,602	4.400	R5.3.25	
財政融資資金(第04033号)	285,605,750		91,779,878	193,825,872	3.650	R6.3.1	
財政融資資金(第05010号)	755,768,812		241,284,255	514,484,557	4.300	R6.3.25	
財政融資資金(第05011号)	84,177,641		26,874,276	57,303,365	4.300	R6.3.25	
財政融資資金(第06003号)	12,661,197		2,986,606	9,674,591	3.850	R7.3.25	
財政融資資金(第06004号)	36,832,575		8,688,310	28,144,265	3.850	R7.3.25	
財政融資資金(第06015号)	43,738,681		10,317,368	33,421,313	3.850	R7.3.25	
財政融資資金(第06016号)	66,759,040		15,747,561	51,011,479	3.850	R7.3.25	
財政融資資金(第07003号)	15,208,666		2,854,629	12,354,037	3.150	R8.3.1	
財政融資資金(第07037号)	510,670,581		79,306,768	431,363,813	2.800	R9.3.1	
財政融資資金(第08002号)	69,009,537		10,717,131	58,292,406	2.800	R9.3.1	
財政融資資金(第08023号)	242,913,751		35,160,101	207,753,650	2.200	R9.9.25	
財政融資資金(第09003号)	689,545,211		92,441,674	597,103,537	2.100	R10.3.1	
財政融資資金(第09004号)	136,437,653		18,291,078	118,146,575	2.100	R10.3.1	
財政融資資金(第09005号)	556,786,021		74,643,739	482,142,282	2.100	R10.3.1	
埼玉県信用金庫(第040998号)	1,494,650,668		1,494,650,668	0	0.500	R4.3.30	
埼玉りそな銀行(第041358号)	1,029,600,000		46,800,000	982,800,000	0.555	R5.3.25	
埼玉りそな銀行(借入20130325)	110,000,000		5,000,000	105,000,000	0.555	R5.3.25	
埼玉県信用金庫(借入20130318)	1,928,960,000		87,680,000	1,841,280,000	0.600	R5.3.18	
埼玉県信用金庫(借入20121128)	1,760,000,000		80,000,000	1,680,000,000	0.699	R4.11.28	
地方公共団体金融機構(第052310号)	2,672,047,114		103,353,490	2,568,693,624	1.500	R25.3.20	
地方公共団体金融機構(第052494号)	1,115,327,501		42,492,102	1,072,835,399	1.400	R25.9.20	
武蔵野銀行(借入20121203)	7,352,400,000		334,200,000	7,018,200,000	0.689	R4.12.3	
財政融資資金(第025001号)	2,287,382,078		87,145,409	2,200,236,669	1.400	R25.9.25	
地方公共団体金融機構(借入20140325)	1,096,267,660		40,708,243	1,055,559,417	1.400	R26.3.20	
地方公共団体金融機構(借入20141127)	592,538,629		21,966,827	570,571,802	1.200	R26.9.20	
三菱UFJ銀行(借入20131125)	2,024,000,000		88,000,000	1,936,000,000	0.525	R5.11.27	
三菱UFJ銀行(借入20131125)	2,024,000,000		88,000,000	1,936,000,000	1.050	R15.11.25	
財政融資資金(第026004号)	2,098,949,618		75,953,688	2,022,995,930	1.200	R27.3.1	
埼玉りそな銀行(借入20150209)	1,920,000,000		80,000,000	1,840,000,000	0.705	R17.2.9	
埼玉りそな銀行(借入20150325)	79,000,000		19,750,000	59,250,000	0.165	R7.3.25	
埼玉りそな銀行(借入20151119)	241,000,000		9,640,000	231,360,000	0.776	R17.11.19	
埼玉りそな銀行(借入20160303)	182,000,000		7,280,000	174,720,000	0.588	R18.3.3	
埼玉りそな銀行(借入20160317)	342,500,000		68,500,000	274,000,000	0.140	R8.3.17	
青木信用金庫(借入20150325)	2,964,480,000		123,520,000	2,840,960,000	0.348	R7.3.25	
地方公共団体金融機構(借入20160324)	138,000,000		5,195,560	132,804,440	0.500	R28.3.20	
地方公共団体金融機構(借入20160705)	180,000,000		7,028,611	172,971,389	0.200	R28.3.20	
埼玉りそな銀行(借入20151119)	1,759,000,000		70,360,000	1,688,640,000	0.776	R17.11.19	
埼玉りそな銀行(借入20160303)	1,820,000,000		72,800,000	1,747,200,000	0.132	R8.3.3	
埼玉りそな銀行(借入20160303)	1,789,000,000		71,560,000	1,717,440,000	0.588	R18.3.3	
埼玉りそな銀行(借入20160317)	116,250,000		23,250,000	93,000,000	0.140	R8.3.17	
埼玉県信用金庫(借入20151119)	2,000,000,000		80,000,000	1,920,000,000	0.262	R7.11.19	

銘 柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利率 (%)	償還期限	摘 要
地方公共団体金融機構(借入20160324)	3,251,000,000		130,040,000	3,120,960,000	0.500	R28.3.20	
地方公共団体金融機構(借入20160705)	953,000,000		38,120,000	914,880,000	0.200	R28.3.20	
武蔵野銀行(借入20160715)	61,000,000		0	61,000,000	0.020	R8.7.15	
埼玉りそな銀行(借入20170324)	519,000,000		0	519,000,000	0.660	R19.3.24	
埼玉りそな銀行(借入20161017)	1,000,000,000		0	1,000,000,000	0.100	R8.10.17	
埼玉りそな銀行(借入20161017)	2,000,000,000		0	2,000,000,000	0.350	R18.10.17	
埼玉りそな銀行(借入20170116)	2,000,000,000		0	2,000,000,000	0.550	R19.1.16	
埼玉県信用金庫(借入20170330)	1,614,000,000		0	1,614,000,000	0.190	R9.3.25	
青木信用金庫(借入20170324)	264,750,000		44,125,000	220,625,000	0.120	R9.3.24	
青木信用金庫(借入20161215)	400,000,000		400,000,000	0	0.100	R3.12.15	
武蔵野銀行(借入20160715)	4,939,000,000		0	4,939,000,000	0.020	R8.7.15	
武蔵野銀行(借入20160715)	5,000,000,000		0	5,000,000,000	0.170	R18.7.15	
武蔵野銀行(借入20170324)	286,000,000		286,000,000	0	0.100	R4.3.24	
武蔵野銀行(借入20170324)	519,000,000		0	519,000,000	0.660	R19.3.24	
武蔵野銀行(借入20161017)	1,000,000,000		0	1,000,000,000	0.100	R8.10.17	
武蔵野銀行(借入20170116)	1,000,000,000		0	1,000,000,000	0.100	R9.1.16	
武蔵野銀行(借入20170330)	449,400,000		449,400,000	0	0.100	R4.3.25	
武蔵野銀行(借入20161215)	400,000,000		400,000,000	0	0.100	R3.12.15	
埼玉りそな銀行(借入20180130)	650,000,000		0	650,000,000	0.620	R20.1.30	
埼玉りそな銀行(借入20180329)	51,000,000		0	51,000,000	0.640	R20.3.25	
三菱UFJ銀行(借入20180130)	320,000,000		160,000,000	160,000,000	0.040	R5.1.30	
三菱UFJ銀行(借入20180329)	90,000,000		45,000,000	45,000,000	0.080	R5.3.24	
三菱UFJ銀行(借入20180329)	35,700,000		5,100,000	30,600,000	0.130	R10.3.24	
埼玉りそな銀行(借入20190328)	268,000,000		33,500,000	234,500,000	0.110	R11.3.23	
埼玉りそな銀行(借入20190328)	35,000,000		4,375,000	30,625,000	0.115	R11.3.23	
埼玉県信用金庫(借入20190328)	282,600,000		94,200,000	188,400,000	0.070	R6.3.25	
埼玉県信用金庫(借入20200330)	436,200,000		34,300,000	401,900,000	0.100	R12.3.25	
三菱UFJ銀行(借入20200330)	2,396,800,000		599,200,000	1,797,600,000	0.010	R7.3.25	
武蔵野銀行(借入20200330)	436,200,000		34,300,000	401,900,000	0.100	R12.3.25	
埼玉りそな銀行(借入20210330)	1,364,000,000		272,800,000	1,091,200,000	0.100	R8.3.25	
埼玉りそな銀行(借入20210330)	278,000,000		0	278,000,000	0.125	R13.3.25	
埼玉県信用金庫(借入20210330)	1,364,000,000		272,800,000	1,091,200,000	0.100	R8.3.25	
合計	78,316,032,473	0	7,263,330,459	71,052,702,014			

(5) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	7,698,166,724	1,494,295,683	638,374,905	—	8,554,087,502	
役員退職給付引当金	0	1,563,840	0	—	1,563,840	
賞与引当金	1,583,172,114	1,608,307,175	1,583,172,114	—	1,608,307,175	
貸倒引当金	0	45,226,621	0	—	45,226,621	
計	9,281,338,838	3,149,393,319	2,221,547,019	—	10,209,185,138	

(6) 資産除去債務

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
石綿障害予防規則に基づく アスベスト除去義務	167,920,894	430,981	0	168,351,875	
計	167,920,894	430,981	0	168,351,875	

(7) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	設立団体出資金	17,789,630,288	0	0	17,789,630,288	
	計	17,789,630,288	0	0	17,789,630,288	
資本剰余金	資本剰余金	0	167,100,000	0	167,100,000	
	運営費負担金	0	167,100,000	0	167,100,000	(注)
	計	0	167,100,000	0	167,100,000	

(注) 当期増加額は、資本助成分であります。

(8) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細

ア 運営費負担金債務

(単位：円)

交付年度	期首残高	負担金 当期交付額	当期振替額				小計	期末残高
			運営費負担金 収益	資産見返 運営費負担金	建設仮勘定見返 運営費負担金	資本剰余金		
令和3年度	0	15,421,289,000	15,254,189,000	0	0	167,100,000	15,421,289,000	0
合計	0	15,421,289,000	15,254,189,000	0	0	167,100,000	15,421,289,000	0

イ 運営費負担金収益

(単位：円)

業務等区分	令和3年度支給分	合計
期間進行基準	14,997,835,000	14,997,835,000
費用進行基準	256,354,000	256,354,000
合計	15,254,189,000	15,254,189,000

(9) 地方公共団体等からの財源措置の明細

ア 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期 交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
医師臨床研修費補助金(小児医療センター)	462,000	-	-	-	-	462,000	
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金(がんセンター)	38,976,000	-	-	-	-	38,976,000	
感染症予防事業費等国庫負担(補助)金(小児医療センター) (がん診療連携拠点病院機能強化事業<小児がん拠点病院機能強化事業>)	22,589,000	-	-	-	-	22,589,000	
感染症予防事業費等国庫負担(補助)金(がんセンター) (がん診療連携拠点病院機能強化事業<がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業>)	20,000,000	-	-	-	-	20,000,000	
小児救命救急センター運営事業補助金(小児医療センター)	70,538,000	-	-	-	-	70,538,000	
搬送困難受入医療機関支援事業補助金(小児医療センター)	25,428,000	-	-	-	-	25,428,000	
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金(精神医療センター)	1,493,908	-	-	-	-	1,493,908	
新生児救急担当医手当支給支援事業費補助金(小児医療センター)	1,246,000	-	-	-	-	1,246,000	
埼玉DMAT整備事業費補助金(小児医療センター)	106,000	-	-	-	-	106,000	
埼玉県新人看護職員研修事業費補助金(循環器・呼吸器病センター)	866,000	-	-	-	-	866,000	
埼玉県新人看護職員研修事業費補助金(がんセンター)	1,129,000	-	-	-	-	1,129,000	
埼玉県新人看護職員研修事業費補助金(小児医療センター)	1,129,000	-	-	-	-	1,129,000	
埼玉県新人看護職員研修事業費補助金(精神医療センター)	255,000	-	-	-	-	255,000	
埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金(循環器・呼吸器病センター)	382,000	-	-	-	-	382,000	
埼玉県看護学生実習受入確保事業費補助金(小児医療センター)	250,000	-	-	-	-	250,000	
医師派遣事業費補助金(小児医療センター)	31,914,000	-	-	-	-	31,914,000	
定期病状報告書等報告事業補助金(精神医療センター)	225,700	-	-	-	-	225,700	
新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金(循環器・呼吸器病センター)	565,500,000	-	-	-	-	565,500,000	
新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金(がんセンター)	160,500,000	-	-	-	-	160,500,000	
新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金(小児医療センター)	120,000,000	-	-	-	-	120,000,000	
埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助金(循環器・呼吸器病センター)	3,222,925,000	-	-	-	-	3,222,925,000	
埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助金(がんセンター)	1,373,800,000	-	-	-	-	1,373,800,000	
埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助金(小児医療センター)	136,438,000	-	-	-	-	136,438,000	
埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保事業費補助金(精神医療センター)	16,754,000	-	-	-	-	16,754,000	
埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金(循環器・呼吸器病センター)	48,669,000	-	48,669,000	-	-	-	
埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金(がんセンター)	7,282,000	-	7,282,000	-	-	-	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金(循環器・呼吸器病センター)	17,400,000	-	9,378,000	-	-	8,022,000	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金(がんセンター)	25,400,000	-	25,400,000	-	-	-	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金(小児医療センター)	16,050,000	-	16,050,000	-	-	-	

(単位：円)

区 分	当期 交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（精神医療センター）	9,400,000	—	9,350,000	—	—	50,000	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金（循環器・呼吸器病センター）	100,000	—	—	—	—	100,000	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金（がんセンター）	100,000	—	—	—	—	100,000	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金（小児医療センター）	100,000	—	—	—	—	100,000	
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金（精神医療センター）	100,000	—	—	—	—	100,000	
埼玉県災害拠点精神科病院整備事業補助金（精神医療センター）	1,889,689	1,889,689	—	—	—	—	
合 計	5,939,397,297	1,889,689	116,129,000	0	0	5,821,378,608	

(10) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役 員	37,619	3	—	—
	(1,140)	(2)	(—)	(—)
職 員	19,078,325	2,493	638,374	243
	(1,290,621)	(633)	(—)	(—)
合 計	19,115,944	2,496	638,374	243
	(1,291,761)	(635)	(—)	(—)

(注1)

非常勤職員については、外数として()内に記載しています。

また、支給人数については、年間平均支給人数で記載しています。

(注2)

役員報酬については、「地方独立行政法人埼玉県立病院機構役員報酬等規程」に基づき支給しています。

職員給与及び退職手当については、「地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員給与規程」、「地方独立行政法人埼玉県立病院機構非常勤職員報酬規程」及び「地方独立行政法人埼玉県立病院機構職員退職手当規程」に基づき支給しています。

(注3)

上記明細には、法定福利費は含めていません。

(11) 開示すべきセグメント情報

(単位：円)

区 分	循環器・呼吸器病センター	がんセンター	小児医療センター	精神医療センター	病院計	本部	合計
営業収益	16,433,097,653	22,723,731,135	21,499,242,017	3,265,049,666	63,921,120,471	48,786,000	63,969,906,471
医業収益	9,266,363,623	17,519,730,021	13,722,843,844	2,006,448,279	42,515,385,767	0	42,515,385,767
運営費負担金収益	3,245,242,000	3,523,345,000	7,031,816,000	1,148,646,000	14,949,049,000	48,786,000	14,997,835,000
資産見返負債戻入	123,697,030	86,151,114	334,382,173	91,076,779	635,307,096	0	635,307,096
その他営業収益	3,797,795,000	1,594,505,000	410,200,000	18,878,608	5,821,378,608	0	5,821,378,608
営業費用	13,503,218,942	21,494,034,910	20,155,622,400	3,200,672,381	58,353,548,633	781,880,886	59,135,429,519
医業費用	13,503,218,942	21,494,034,910	20,155,622,400	3,200,672,381	58,353,548,633	0	58,353,548,633
一般管理費	0	0	0	0	0	781,880,886	781,880,886
営業損益	2,929,878,711	1,229,696,225	1,343,619,617	64,377,285	5,567,571,838	△ 733,094,886	4,834,476,952
営業外収益	82,266,820	250,044,806	220,838,125	6,397,761	559,547,512	2,240,515	561,788,027
運営費負担金収益	48,132,000	110,417,000	97,434,000	164,000	256,147,000	207,000	256,354,000
その他営業外収益	34,134,820	139,627,806	123,404,125	6,233,761	303,400,512	2,033,515	305,434,027
営業外費用	744,798,154	1,380,255,361	1,263,638,182	76,158,159	3,464,849,856	46,331,992	3,511,181,848
財務費用	80,303,127	209,443,456	190,127,192	326,373	480,200,148	413,092	480,613,240
その他営業外費用	664,495,027	1,170,811,905	1,073,510,990	75,831,786	2,984,649,708	45,918,900	3,030,568,608
経常損益	2,267,347,377	99,485,670	300,819,560	△ 5,383,113	2,662,269,494	△ 777,186,363	1,885,083,131
総資産	15,836,162,253	27,371,734,552	47,733,549,772	4,449,445,618	95,390,892,195	18,670,030,207	114,060,922,402

(主要資産内訳)

固定資産	有形固定資産	13,209,958,892	22,753,770,721	42,605,540,470	4,064,213,789	82,633,483,872	89,809,807	82,723,293,679
流動資産	現金及び預金	307,661	8,497,257	18,574,869	1,290,696	28,670,483	13,193,715,036	13,222,385,519
	未収金	1,821,960,198	2,935,521,006	2,684,984,433	320,760,705	7,763,226,342	4,895,048,231	12,658,274,573

(注) セグメントの区分については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構会計規程に基づき、経理単位に区分しております。

(12) 医業費用及び一般管理費の明細

(単位：円)

科 目	金 額	
医業費用		
給与費		
給料	11,198,263,397	
手当等	4,728,270,116	
賞与	2,950,800,023	
賞与引当金繰入額	1,593,993,177	
報酬	1,286,800,585	
退職給付費用	1,493,712,973	
法定福利費	3,694,331,582	26,946,171,853
材料費		
薬品費	10,756,937,521	
診療材料費	4,729,590,961	
給食材料費	237,036,892	
医療消耗備品費	31,057,671	15,754,623,045
経費		
厚生福利費	46,965,276	
報償費	751,966,365	
旅費交通費	47,265,763	
交際費	172,179	
職員被服費	31,004,771	
消耗品費	129,437,937	
消耗備品費	35,727,988	
光熱水費	1,145,008,830	
燃料費	40,665,615	
食糧費	56,872	
印刷製本費	32,736,445	
修繕費	595,809,174	
保険料	30,251,450	
賃借料	544,828,296	
委託料	5,473,221,297	
通信運搬費	41,033,488	
負担金、補助金及び交付金	33,337,010	
諸会費	6,187,017	
租税公課	322,200	
貸倒引当金繰入	45,226,621	
雑費	93,735,074	9,124,959,668
減価償却費		
建物減価償却費	2,942,515,670	
構築物減価償却費	339,747,470	
器械備品減価償却費	2,250,948,355	
車両減価償却費	705,441	
無形固定資産減価償却費	671,331,507	6,205,248,443
研究研修費		
研究材料費	67,575,548	
謝金	21,703,272	
図書費	83,983,121	
旅費	6,977,498	
研究雑費	142,306,185	322,545,624
医業費用計		58,353,548,633

科 目	金 額	
一般管理費		
給与費		
給料	115,948,425	
手当等	41,900,990	
賞与	21,866,700	
賞与引当金繰入額	14,313,998	
役員報酬	38,759,923	
報酬	3,821,367	
退職給付費用	582,710	
役員退職給付引当金繰入額	1,563,840	
法定福利費	29,560,748	<u>268,318,701</u>
経費		
厚生福利費	23,428,560	
報償費	6,579,752	
旅費交通費	460,358	
交際費	2,778	
消耗品費	3,127,596	
消耗備品費	1,820,688	
燃料費	12,729	
食料費	1,778	
印刷製本費	739,203	
修繕費	74,949	
保険料	13,025,120	
賃借料	12,485,271	
委託料	322,552,339	
通信運搬費	1,243,960	
負担金、補助金及び交付金	26,748,315	
諸会費	211,900	
租税公課	32,800	
雑費	8,659,344	<u>421,207,440</u>
減価償却費		
器械備品減価償却費	4,002,629	
無形固定資産減価償却費	86,917,919	<u>90,920,548</u>
研究研修費		
謝金	218,180	
旅費	286	
研究雑費	1,215,731	<u>1,434,197</u>
一般管理費計		<u><u>781,880,886</u></u>